

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月

平成8年4月1日にA市区町村で転入手続を行った。併せて、国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、保険料も納付した。私が所持する年金手帳には、同日に職員による住所変更の記載があるので、国民年金に加入していたことは間違いない。申立期間の国民年金が未加入（保険料未納）の記録となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市区町村での転入手続に併せて、国民健康保険と国民年金の加入手続も行ったとしているところ、同市区町村の記録によると、申立人は、平成8年4月1日に国民健康保険に加入していることが確認できる。また、申立人が所持する年金手帳によると、申立人は、同日に同市区町村へ住所を変更した旨の記載が見られ、その記載について、同市区町村では「職員が記入したものと思われる。」と述べている。

さらに、申立人は、「平成8年4月に転入届を行った後、国民年金の加入手続を行うため国民年金担当部署に出向いて手続を行った。」と申し立てているところ、A市区町村では、「当時、国民年金に未加入（資格喪失中）の者について、住所変更のみの手続は行っておらず、再加入を希望する者については、市民課で加入手続は取り扱っていなかったため、直接、保険年金課年金係の窓口まで行ってもらっていた。したがって、申立人の年金手帳に住所変更の記載がなされているということは、住所変更手続と併せて国民年金の加入手続も行われたものと考えるのが自然と思われる。」としており、申立人の申立内容には信ぴょう性がうかがわれる。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、「平成8年4月、国民年金担当部署の窓口で国民年金の加入手続をした際に、現金で納付した。」としているところ、A市区町村では、「当時、国民年金の加入手続と併せて、窓口での現金納付は可能であった。」と証言している。その上、申立人は、納付した国民年金保険料額について「1万2,000円ぐらいだったと思う。」としており、当時の国民年金保険料の月額（1万2,300円）とほぼ一致している。

このほか、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の母親は国民年金（第3号被保険者）の手続を適切に行っており、年金に対する意識が高かったことがうかがわれ、その母親も、「当時、申立人に対して国民年金に加入するよう強く勧めた。申立人が転入届のためA市区町村から帰宅した時、国民年金に加入し、その際に保険料を納付したと聞いた記憶がある。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における資格取得日に係る記録を昭和46年6月23日に、資格喪失日に係る記録を47年1月27日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年6月23日から47年1月27日まで
② 昭和47年1月27日から同年5月1日まで

私は、昭和46年6月23日から47年1月26日まで、季節工としてA事業所（現在は、B事業所。）で勤務したが、その間の厚生年金保険記録が無い。

また、昭和47年1月27日から同年4月30日までも、同じく季節工としてC事業所（現在は、D事業所。）で勤務したが、その間の厚生年金保険記録が無い。

これらの会社に勤務していた時には、厚生年金保険料を納めていたのは間違いないので、厚生年金保険記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録及び申立人が所持する出稼労働者手帳の記録により、申立人はA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、B事業所は、申立期間当時の資料を保存しておらず、申立人に係る厚生年金保険の適用や厚生年金保険料の控除状況については不明であると回答しているが、申立期間当時、同社に勤務していた総務担当の同僚は「季節工の労働時間は正社員と同じフルタイムであったため、季節工は、正社員と同様に、入社当初から厚生年金保険に加入されていたと思う。季節工だからといって、厚生年金保険に未加入ということはあり得ない。季節工として初めて勤務した者であっても、厚生年金保険にはきちんと加入させていた。間違いない。」と供述している。さらに、季節工の同僚（2名）も「季節工として勤務した当初から、厚生年金保険に加入していた。」と供述しており、当時、事業主は、すべての季節工について厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同じ季節工として勤務していたとされる元同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年6月から同年12月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、雇用保険の記録及び申立人が所持する出稼労働者手帳の記録により、申立人は、C事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、D事業所から聴取しても、申立期間当時の資料を保存していないとして、申立人に係る厚生年金保険の適用や厚生年金保険料の控除状況について確認できる関連資料や証言を得ることができない。

また、申立期間当時、同社に勤務していた正社員の同僚（後に会社の労務管理を担当）は「当時の季節工の給与額はかなり高給で、会社は、季節工を社会保険に加入させない代わりに、国民健康保険料代や国民年金保険料代を支給していたと思う。給料の手取りは、たとえ同年齢でも、正社員より季節工の方が高く、当時、正社員にならず3年以上も働いていた季節工がいたことを覚えている。」と供述している。さらに、季節工の同僚は「季節工として勤務した際、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しているほか、別の季節工の同僚も「季節工から正社員扱いになった際に厚生年金保険に加入した。」と供述しており、当時、事業主は、季節工について厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和32年8月15日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和32年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月2日から31年1月1日まで
② 昭和32年8月15日から33年12月30日まで
③ 昭和36年8月14日から37年10月30日まで
④ 平成3年4月20日から5年11月30日まで

申立期間①及び②を含む昭和29年1月2日から33年12月31日までの期間については、兄と一緒にA事業所（現在は、B事業所。）に勤務していたが、そのうち、申立期間①及び②については厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できない。

また、申立期間③を含む昭和34年6月1日から37年10月31日までについては、途中、事故で入院したことがあるものの、C事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

さらに、申立期間④については、D事業所に妻と一緒に住み込みで勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人は、申立期間①及び②を含む昭和29年1月2日から33年12月30日までの期間にA事業所に勤務したとしているが、B事業所が保管する労働者名簿によると、申立人は、申立期間②の一部を含む昭和31年1月1日から32年11月（日付については、労働者名簿の記載が不鮮明なため不明である。）までの期間、A事業所に勤務していたことが確認できる。

また、B事業所は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と労働者名簿に記載された離職年月日との関係について、「労働者名簿において、申立人の前後に記載された元同僚の資格喪失日と離職日は一致しており、申立人の資格喪失日も離職日と一致すべきであると思われる。おそらく、被保険者資格喪失届出書に資格喪失年月日を記載する際に誤って他の職員の資格喪失年月日を記載したものである。在籍期間については保険料を控除していたはずである。」と証言している。

一方、B事業所が保管する労働者名簿によると、申立期間①及び申立期間②のうち昭和32年11月2日から33年12月30日までの期間に申立人の記録は確認できない上、複数の同僚から聴取しても勤務期間の詳細についてまでは記憶に無いとしている。

また、このほかに申立人が当該期間に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和32年8月15日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和31年10月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書において、事業主が申立人の資格喪失日を昭和32年8月15日として、社会保険事務所に届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月から同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③については、申立人はC事業所に勤務したとしているが、当該事業所は既に廃業し、事業主の所在も不明であることから、申立人のC事業所における勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や当該事業主から証言を得ることはできない。

また、社会保険事務所が保管するC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③当時、当該事業所に勤務していた7名から聴取し、このうち2名から「申立人はC事業所に勤務していた。」との証言を得ることはできたものの、申立人の当該事業所における正確な勤務期間については確認できなかった。

さらに、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和34年6月1日に資格取得し、36年8月14日に資格を喪失していることが確認できるが、このほかに申立人の氏名は確認できず、不自然な

点は無い。

このほか、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料をC事業所により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 3 申立期間④については、申立人はD事業所に勤務したとしているが、当該事業所は既に廃業し、事業主の所在も不明であることから、申立人のD事業所における勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることができない。

また、社会保険庁の記録によると、D事業所は、申立期間④当時から現在まで、厚生年金保険の適用事業所として確認することはできない。

さらに、申立人から提出されたE市区町村長名の平成3年分市県民税(所得・課税)証明書は申立期間④の一部の期間に関するものである上、そこに記載された社会保険料控除額については、厚生年金保険料としてD事業所により給与から控除されたものかどうかについては確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間④に係る厚生年金保険料をD事業所により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

島根国民年金 事案 294

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から44年3月まで

申立期間は私(申立人の妻)との婚姻前のことであり、詳細は不明であるが、夫(申立人)の年金記録をみると、申立期間を除く期間はすべて保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間のみが未納となっているのは納付できないので、納付記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人も既に故人となっていることから、申立期間における国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和44年4月30日に、A市からB市に転居しており、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、44年4月21日以降にB市で払い出されたことが確認できるところ、申立期間当時、A市において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年5月から49年2月まで

私は、妊娠を契機に職場を辞めた。当時、姉から「将来困るから国民年金に加入しておいた方がよい。」と強く勧められたので、貯金をしたつもりで、申立期間について国民年金保険料を納付していた。何回も引越しをして紛失したため、領収書や国民年金手帳は持っていないが、保険料を納付したのは確かである。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「昭和42年秋ごろにA市区町村役場で国民年金の加入手続を行った。」と主張しており、また、申立人の夫も「妻から、出産前後の時期に、『姉に相談して国民年金に加入した。』と確かに聞いた記憶がある。」と供述しているところ、B社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の出産前後の期間を含む昭和42年4月から43年3月までの期間において申立人の氏名は見当たらず、このほかに、当該期間において、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年3月20日に払い出されたと推認できるが、申立人は42年7月26日から49年9月30日まで同一市区町村（A市区町村）に居住しており、この期間に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は国民年金の任意加入対象期間となっており、国民年金手帳記号番号の払出日の時点でさかのぼって国民年金に加入することはできず、保険料を納付することもできない。

加えて、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の額は、官舎の家賃とほぼ同額の月額 2,400 円（付加保険料を含む。）であったと供述しているが、実際の保険料の額は、申立期間当初の昭和 42 年 5 月が月額 200 円、申立期間末の昭和 49 年 2 月が月額 1,300 円（付加保険料を含む。）である上、45 年 9 月以前は付加年金の制度は無く、供述内容と相違している。

このほか、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の当初においては、国民年金手帳を使用する印紙検認方式での納付方法であったにもかかわらず、申立人は国民年金に加入した当初は国民年金手帳が無かったとするなど、申立期間の国民年金保険料を納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月10日から同年11月29日まで
申立期間は、農閑期の出稼ぎのため、A社で勤務していた。厚生年金保険料が控除されている給与明細書があるので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に勤務したとしているが、当該事業所は既に廃業している上、事業主も故人となっており、申立人のA社における勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や当時の事業主から証言を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、当該事業所に勤務していた者から聴取しようとしたが、ほとんどの者が所在不明となっている上、連絡をとることができた二人は「申立人のことは知らない。」と証言していることなどから、申立人の勤務実態が確認できない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人から申立てに係る事業所において勤務していた期間の保管資料であるとして提出のあった賃金支払票によると、9月分から1月分には「S34.5 50」、2月分には「S35.1 50」と記されており、当該賃金支払票様式は昭和34年5月又は35年1月に印刷されたものであることが確認できる上、8月分賃金支払票の健康保険料及び厚生年金保険料の控除金額欄には、標準報酬月額を1万4,000円として算出した1か月相当額がそれぞれ2段に分けて記載されており、同賃金支払票は申立期間後の昭和34年7月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した他の事業所（B社）の資格取得時の記録と一致することから、同社に係るものと推認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月1日から23年7月1日まで
昭和21年5月から22年4月までA事業所でB職種として勤務し、22年5月1日から23年6月30日までC事業所にD職種として勤務したが、C事業所における厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の供述により、申立人がC事業所に勤務していたことは推認できるが、その同僚から聴取しても、C事業所における申立人の勤務時期や保険料控除の状況について明確な回答は得られない。

また、C事業所は、「当時の社会保険関係の資料はすべて廃棄しており、何も分からない。」と供述しており、申立人のC事業所における勤務実態や厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が、「申立期間当時、同じD職種として勤務した。」として名前を挙げた2名の者は、いずれも故人となっているため証言が得られないことから、D職種の勤務形態について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が保管するC事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録によると、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人がC事業所と同じ建物にあったとするA事業所及びA事業所の本部であるE事業所の健康保険労働者年金保険被保険者名簿についても確認したものの、申立人の氏名は確認できない上、共済組合においても申立人の年金加入記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。